

岩美町コンポスト容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩美町の家庭から排出される生ごみをコンポスト容器により堆肥化し、生ごみの減量化・資源化を推進し、もって生活環境の保全を図るためコンポスト容器購入に要する経費に対し、補助金を交付することについて岩美町補助金等交付規則（平成11年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的する。

(事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、岩美町内の世帯とする。

(補助事業の種類等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の種類、補助金の交付対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、次の要件のいずれにも該当する世帯に対して交付するものとする。

- (1) コンポスト容器を町内に設置するものとする。
- (2) 自らの用に供するものとする。
- (3) コンポスト容器は、町内の販売店から購入したものとする。
- (4) 本人及び同居する家族が、町税等及び水道料金、下水道等使用料及び下水道事業受益者負担金等の滞納がないこと。ただし、滞納がある場合であっても分割納付を制約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。

(補助金の額)

第5条 町は、予算の範囲内において、事業主体が当該年度に実施する事業に要する経費について補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、岩美町コンポスト容器購入費補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる必要書類を添付して、購入の日から1ヶ月以内に町長に申請しなければならない。

- (1) 購入に係る領収書の原本
 - (2) 町税等の滞納がないことの確認調査を行うことへの同意書（様式第3号）
- 2 コンポスト容器の申請をする者は、町補助金で購入があった場合につき、申請書に前回の申請日を記載する。

(補助金の交付等)

第7条 町長は、前条による申請があった場合には、内容を審査し、適当とみとめたときは、速やかに補助金の額を決定し、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第17条の規定による実績報告書の提出は要しないものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金の交付の請求をしようとする者は、様式第4号による請求書を町長に提出するものとする。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱に基づいて町長に提出する書類の部数は1部とする。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、平成25年3月31日に限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日に限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日に限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成34年3月31日に限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日に限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和10年3月31日に限りその効力を失う。

別表(第3条)

事業の種類	補助金の交付対象経費	補助率
コンポスト容器購入費補助事業	町内の世帯が生ごみの堆肥化を図るために行うコンポスト容器購入に要する経費 購入に係る経費 1世帯当たり2基までとする。ただし、町補助を利用して購入したコンポスト容器が5年を経過し使用が不可能と認めるものは、補助対象基数から除く。	当該事業費(査定事業費)の1/2とする。ただし、1基につき5,000円を限度額とする。 なお、交付補助金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。